

2. 関連資料

我が国の高等教育の将来像

<中央教育審議会 答申 ポイント>

【趣旨】

中長期的（平成17(2005)年以降，平成27(2015)年～平成32(2020)年頃まで）に想定される我が国の高等教育の将来像（言わば「グランドデザイン」とも呼ぶべきもの）と，その内容の実現に向けて取り組むべき施策を示す。

【基本的考え方】

21世紀は「知識基盤社会」（knowledge-based society）の時代



高等教育は，個人の人格形成上も国家戦略上も極めて重要。

- － 世界各国（特にアジア近隣諸国）での高等教育改革の急速な進展。
- － 明治以来の我が国の教育は，今日の繁栄・発展の基礎として大きな成功。
- － しかし，戦後久しく，高等教育（特にその経済的基盤）に関する社会全体での議論が必ずしも活発だったとは言えない。
 - これまでは，国全体の経済発展と個人所得の動向へ依存。
 - 今日では，高等教育の量と質について根本的な議論が不可避。

国の高等教育システムや高等教育政策そのものの総合力が問われる時代



国は，将来にわたって高等教育に責任を負うべき。

- － 高等教育の危機は社会の危機。
- － 新時代の高等教育による我が国社会の持続的な発展。

〔 18歳人口は約120万人規模で推移。
大学や学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃。〕



「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行

国の今後の役割は，

- ① 高等教育の在るべき姿や方向性等の提示
- ② 制度的枠組みの設定・修正
- ③ 質の保証システムの整備
- ④ 高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供
- ⑤ 財政支援 等が中心。

【将来像の主な内容】

I : 高等教育の量的変化の動向

- 平成19(2007)年には大学・短大の収容力(入学者数÷志願者数)が100%に。(従来の試算より2年前倒し)
- 全体規模の面のみからすると、高等教育の量的側面での需要はほぼ充足。
→ ユニバーサル段階の高等教育が既に実現しつつある。
- 今後は、分野や水準の面においても、誰もがいつでも自らの選択で学ぶことのできる高等教育の整備（「ユニバーサル・アクセス」の実現）が重要な課題。
- 経営状況の悪化した機関への対応策の検討が必要。

II : 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

- 新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、学校種(大学・短大、高専、専門学校)ごとの役割・機能を踏まえた教育・研究の展開と相互の接続や連携の促進を図るとともに、各学校ごとの個性・特色を一層明確化する方向。
- 各大学は、自らの選択により、緩やかに機能別に分化。（個性・特色の表れ）

- ①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)等

III : 高等教育の質の保証

- 高等教育の量的側面での需要の充足、大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化による大学等の新設や量的拡大、高等教育の多様化の一層の進展につれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が重要な課題。
- 国による質の保証の仕組みと各機関の自主的努力が相まって信頼確保。
- 事前・事後の評価の適切な役割分担と協調の確保による質の保証。（設置認可の的確な運用、認証機関による第三者評価システム及び自己点検・評価の充実）
- 評価結果等に関する情報の積極的な開示と活用。

IV: 高等教育機関の在り方

- 大学は自主性・自律性とともに公共的役割・社会的責任を担う。
- 教育の充実のため、学位を与える「課程」中心の考え方への再整理が必要。
- 大学が人材育成と学術研究の両面での使命・役割をより積極的・効果的に果たすため、大学の教員組織の在り方について見直しを行う必要。

【大学】

学士課程…教養教育や専門教育等の在り方を総合的に見直して再構築。

また、多様で質の高い教育の展開のため、教養教育と専門基礎教育を中心に主専攻・副専攻を組み合わせた総合的教養教育型や専門教育完成型など様々な個性・特色を持つものに分化。

【大学院】

大学院全体…課程制大学院制度の趣旨を踏まえた大学院教育の実質化。

修士課程・博士課程…体系的な教育課程の実施による充実。

専門職学位課程…各種の専門職大学院の創設・拡充等。

【短期大学】

短期大学の課程…課程の修了を学位取得に結び付けるよう制度改正。

【高等専門学校】

単位計算方法の改善。

【専門学校】

一定の要件を満たす専門学校の卒業生への大学院入学資格の付与。

- 国公立大学それぞれの特色ある発展と高等教育全体の活性化が重要。

V: 高等教育の発展を目指した社会の役割

- 高等教育への公財政支出の拡充と民間資金の積極的導入に努める必要。
- 高等教育への公的支出を欧米諸国並みに近づけていくよう、最大限の努力が必要。
その際、厳しい財政状況や高等教育への社会の負託をも踏まえつつ、国民（＝納税者）の理解を得られるよう説明責任を十分果たしていく必要。
- 今後の財政的支援は、国内的・国際的な競争的環境の中で、各高等教育機関が持つ多様な機能（個性・特色）に応じた形に移行。

機関補助と個人補助の適切なバランス

基盤的経費助成と競争的資源配分の有効な組み合わせ



多様な機能に応じた多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築

→ 国公私の特色ある発展、質の高い教育・研究に向けた適切な競争

- 国、地方公共団体や産業界等を含めた社会全体での取組の重要性。

【将来像に向けて取り組むべき施策】

【将来像の主な内容】に沿って、将来像の内容を実現するために必要と考えられる「早急に取り組むべき重点施策」等について提言。

早急に取り組むべき重点施策（「12の提言」）

- ① 高等教育の量的変化の動向についての関連施策
 - － 人材養成に関する社会のニーズへの対応
 - － 各高等教育機関の経営の改善
- ② 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策
 - － 入学者選抜・教育課程の改善、「出口管理」の強化
 - － 留学生交流の促進・充実
- ③ 高等教育の質の保証についての関連施策
 - － 大学等の設置認可や認証評価等における審査内容や視点の明確化
- ④ 各高等教育機関の在り方についての関連施策
 - － 教養教育や専門教育等の総合的な充実
 - － 大学院教育の実質化
 - － 世界トップクラスの大学院の形成
 - － 助教授・助手の位置付けを含めた教員組織の活性化
- ⑤ 高等教育の発展を目指した社会の役割についての関連施策
 - － 高等教育への支援の拡充
 - － 多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築
 - － 学生支援の充実・体系化

等

平成17年以降の高等教育改革の動向①

● 平成17年

・ 1月 我が国の高等教育の将来像(答申)

- ・18歳人口は約120万人の規模で推移
- ・大学や学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃

「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から
「将来像の提示と政策提案」の時代への移行

- 新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に適確に対応するため、学校種(大学・短大、高専、専門学校)ごとの役割・機能を踏まえた教育・研究の展開と相互の接続や連携の促進を図るとともに、各学校ごとの個性・特色を一層明確化する方向。
- 各大学は、自らの選択により、緩やかに機能別に分化。(個性・特色の表れ)

・ 7月 学校教育法の改正

- ✓大学の教員組織の整備(准教授、助教)

・ 同月 学位規則等の改正

- ✓短期大学士の学位授与

・ 9月 高等専門学校設置基準の改正

- ✓演習・実習等の学修形態に応じた授業時間数の設定

・ 同月 新時代の大学院教育(答申)

・ 同月 専修学校の専門課程(4年以上)の修了者に対する高度専門士の称号の付与(告示)

・ 同月 専修学校の専門課程(4年以上)の修了者に対する大学院入学資格の付与(告示)

● 平成18年

・ 3月 大学院教育振興施策要綱(文部科学省決定)

・ 12月 教育基本法の改正

- ✓大学に関する条文の新設

● 平成19年

・ 3月 専門職大学院設置基準の改正

- ✓教職大学院の創設

・ 7月 大学設置基準の改正

- ✓教育研究上の目的の公表やシラバス、成績評価基準の明示等

・ 12月 大学院設置基準の改正

- ✓博士課程標準修業年限の弾力化

平成17年以降の高等教育改革の動向②

● 平成20年

- ・ 7月 教育振興基本計画(閣議決定)
- ・ 11月 大学設置基準等の改正
✓共同教育課程
- ・ 12月 学士課程教育の構築に向けて(答申)
✓学士力の提唱
- ・ 同月 高等専門学校教育の充実について(答申)

● 平成21～22年

- ・ 中長期的な大学教育の在り方に関する報告(第1次～第4次)

● 平成22年

- ・ 2月 大学設置基準及び短期大学設置基準の改正
✓大学におけるキャリアガイダンスの制度化
- ・ 6月 学校教育法施行規則等の改正
✓教育情報の公表

● 平成23年

- ・ 1月 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)
- ・ 同月 グローバル化社会の大学院教育(答申)
- ・ 3月 第2次大学院教育振興施策要綱(文部科学大臣決定)
- ・ 4月 博士課程教育リーディングプログラム創設
- ・ 同月 学校教育法施行規則等の改正
✓教育情報の公表

● 平成24年

- ・ 3月 大学院設置基準の改正
✓博士論文研究基礎力審査(QE)の導入
- ・ 4月 学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の改正
✓専修学校における単位制・通信制の制度化
- ・ 6月 大学改革実行プラン
- ・ 8月 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて(答申)

平成17年以降の高等教育改革の動向③

● 平成25年

- ・ 4月 地(知)の拠点大学(COC)の推進支援開始
- ・ 5月 これからの大学教育等の在り方について(教育再生実行会議 第三次提言)
- ・ 6月 第2期教育振興基本計画(閣議決定)
- ・ 8月 専修学校の専門課程における「職業実践専門課程」制度の創設(告示)
- ・ 10月 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(教育再生実行会議 第四次提言)
- ・ 11月 国立大学改革プラン

● 平成26年

- ・ 2月 大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)
- ・ 3月 大学通信教育設置基準の改正
✓インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させる場合の基準
- ・ 4月 私立学校法の改正
✓私学全体に対する不信感につながる異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組み
- ・ 同月 スーパーグローバル大学創成支援事業創設
- ・ 6月 学校教育法及び国立大学法人法の改正
✓副学長・教授会等の職や組織の規定の見直し、国立大学法人の学長選考の透明化等
- ・ 7月 「今後の学制等の在り方について」教育再生実行会議(第五次提言)
✓実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化
- ・ 8月 短期大学の今後の在り方について(審議まとめ)
- ・ 同月 トビタテ! 留学JAPAN 日本代表プログラム開始
- ・ 11月 大学設置基準等の改正
✓国際連携教育課程(JD)制度の創設
- ・ 12月 新しい時代にふさわしい高大接続改革の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)

● 平成27年

- ・ 6月 国立大学経営力戦略
- ・ 同月 大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程(告示)
- ・ 9月 未来を牽引する大学院教育改革(審議まとめ)

平成17年以降の高等教育改革の動向④

● 平成28年

- ・ 3月 高等専門学校の充実について
- ・ 同月 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正
 - ✓ 認証評価制度の改善
- ・ 同月 学校教育法施行規則の改正
 - ✓ 「三つの方針」の策定・公表の義務付け
- ・ 同月 高大接続システム改革会議「最終報告」
- ・ 同月 第3次大学院教育振興施策要綱(文部科学大臣決定)
- ・ 4月 国立大学法人運営費交付金 3つの重点支援の枠組み
- ・ 同月 「卓越大学院(仮称)」構想に関する基本的な考え方について
- ・ 5月 個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証のあり方について(答申)(【第一部】社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について)
- ・ 同月 国立大学法人法の改正
 - ✓ 指定国立大学法人制度を創設、国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置を実施
- ・ 8月 専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について(報告)

今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する 論点整理(概要)

1. 本論点整理の位置付け

- 次の三つの視点から各高等教育機関の役割・機能の強化を中心とした高等教育改革の論点を整理。
 - ・「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化」を見据えた高等教育機関の役割・機能の在り方に関する考察(短期的視点)
 - ・第3期教育振興基本計画の策定に向け、高等教育に関して検討を進める必要がある事項の整理(中期的視点)
 - ・平成32年頃までを念頭においた中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像(答申)」に代わる高等教育の新たな将来構想の策定に向け、検討することが必要な事項の整理(長期的視点)
- 次期中央教育審議会大学分科会(H29.2～)において、より具体的な検討。

2. 高等教育機関の役割・機能に係るこれまでの政策の動向

- 「将来像答申」では、学校種ごとの役割・機能を踏まえた教育・研究の展開と相互の接続や連携の促進を図るとともに、特に大学は、自らの選択により、緩やかに機能別分化していくべきという方針が示され、その後の国の財政措置や制度改正においても基本的にその方向で施策を推進。

3. 高等教育を取り巻く状況の変化と今後特に重視すべき考え方の方向

- 高等教育を取り巻く社会環境は近年一層激しく変化。
 - ・人口の減少・大学等への進学率、学生数の変化、進学機会の格差・経済社会のグローバル化
 - ・産業構造の変化(第4次産業革命等)・就業構造の変化・経済的格差の拡大、貧困問題の顕在化
 - ・地方創生の必要性の高まり・世界的な学術研究の進展 等
- こうした中で、高等教育においては、知識・技能を学んで修得する能力だけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、自ら問題の発見・解決に取り組み、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し社会に新たな価値を創造する力を育成することが不可欠。
- そのため、これからの時代における高等教育の使命の再定義も含め、人口減少時代における高等教育政策の在り方を総合的に検討することが必要。
- 今後の高等教育については、特に次の二つの方向での機能強化が必要。
 - ①新たな価値創出の基盤となる創造的な教育研究の高度化
 - ②社会の変化、地域や産業界の多様な要請を踏まえた実践的な教育の充実
- その際、特に以下のような点に留意が必要。
 - ・進学率の上昇、中等教育との接続の改善・第4次産業革命等における成長分野の人材育成、社会人の学びに対する貢献の強化・機関間の連携強化による地域に必要な高等教育機会の確保

4. 各高等教育機関の役割・機能の強化に関し、早急に取り組むべき論点

(1) 各高等教育機関における役割・機能の強化

(大学(学士課程))

- ・三つの方針を踏まえた教育課程の改善、指導方法の改善・組織的な教育体制の確立
- ・学生の学修時間の把握、大学での学修成果の可視化、それらに関する情報発信の強化

(大学院)

- ・卓越した教育力と研究力を有する大学院教育プログラム(「卓越大学院プログラム(仮称)」)の形成
- ・大学教員としての能力の形成につなげる取組の強化
- ・研究職よりも高度専門職業人養成を主としている修士課程の専門職学位課程への移行促進

(短期大学)

- ・社会人学生のニーズに応じた教育の提供方策の充実
- ・地域における高等教育機会を確保するための仕組みの強化
(小規模学科設置も念頭に置いた設置基準の検討、他の短期大学や大学、高等専門学校、専門高校を含む高等学校、地方公共団体等との連携によるコンソーシアム等)
- ・大学との連携による専攻科の教育の強化、高度化

(高等専門学校)

- ・新たな産業をけん引する人材の育成の強化
- ・高専教育の高度化(産業界との連携強化、大学との連携による専攻科の教育の充実)
- ・高専教育の国際化

(専門学校)

- ・「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」の議論を踏まえ検討。
- ・地域の多様な中核的産業人材養成機能の強化方策
- ・社会人の学び直しのニーズに一層応えていくための方策 ・専門学校教育の質保証・向上の方策

(2) 各高等教育機関における職業教育の役割の強化と「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」

- 職業教育には多様な分野があり、専門性のレベルや卒業後に働く場で求められる役割の違い等により必要とされる教育の内容も異なっている。これらを踏まえつつ、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校が、それぞれの持つ強み、特徴を生かして現在行っている職業教育は引き続き重要であり、その一層の充実を図る必要がある。
- 一方、今後の社会経済の変化の中で、新たな専門能力が求められる職種や新規開拓が必要な分野も生じており、「新たな機関」は、産業界との密接な連携により、このような分野の専門業務をけん引する人材育成を行おうとする場合に最も適した教育機関として、新たな選択肢を提供しようとするもの。
- 今後、各機関が適切に役割分担し、また相互に連携しつつ、それぞれの職業教育を発展させるべき。

5. 今後の高等教育改革全体の課題として中期的視点、長期的視点からより詳細に検討すべき論点

(1) 将来像答申(平成17年)以降の施策の検証

- ・大学等の機能別分化 ・高等教育の質の保証

(2) 中期的視点、長期的視点からの論点

i) 変化への対応や価値の創造等を実現するための学生の学びの質の向上

- ・学生本位の視点に立った教育の実現に向けた検討(「学位プログラム」やST比改善等)
- ・学位等の国際的な通用性の確保 ・社会人の学びへの貢献の強化 ・教員・学生の流動性の向上
- ・教育の質向上と効果的な運営のための高等教育機関間の連携強化

ii) 学生の学びの質を向上させるための環境整備

- ・我が国における高等教育全体の規模、地域における高等教育機会の確保等の在り方等
- ・設置認可の在り方、連携・統合の在り方等に関する検討 ・高等教育機関のガバナンスの強化

iii) 高等教育の改革を支える支援方策

- ・教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の確保、配分等

Ⅲ. 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(エ) 地方大学の振興等

【施策の概要】

地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう、地方大学の振興、地方における雇用創出と若者の就業支援、東京における大学の新增設の抑制や地方移転の促進等についての緊急かつ抜本的な対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討し、2017 年夏を目途に方向性を取りまとめる。